

静岡県司法書士会調停センターふらっと オンライン調停運用細則

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡県司法書士会調停センター設置規則（以下「設置規則」という。）第15条及び第24条並びに静岡県司法書士会調停センターふらっと手続実施規程（以下「実施規程」という。）第25条第5項の規定に基づき、オンライン調停の運用に関し必要な事項を定める。

(ウェブ会議システム等)

第2条 オンライン調停は、運営委員会が指定するウェブ会議システム等を利用して実施する。

2 上記ウェブ会議システム等は、常に最新版にアップデートされた状態で使用するものとする。

(セキュリティ)

第3条 オンライン調停においてウェブ会議システム等を使用して期日に参加する当事者及び手続実施者は、セキュリティソフトが導入されているか又はOSが最新のバージョンにアップデートされた端末を使用しなければならない。

(録音等の禁止)

第4条 当事者は、オンライン調停において、録音、録画をしてはならず、期日における手続の内容を放送又は、公衆送信してはならない。

2 手続実施者は、オンライン調停を実施する最初の期日の冒頭において、前項の内容を説明しなければならない。

(第三者による視聴の禁止)

第5条 オンライン調停において、ウェブ会議システム等の方法により期日に参加する当事者及び手続実施者は、運営委員会の許諾を得ていない第三者が視聴できない環境で参加しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和4年3月23日から施行する。